

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 つるぎ町社会福祉協議会

社協の基本方針

使命

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進すること。

経営理念

使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根差した総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

組織運営方針

公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

行動規範

社協職員、社会福祉専門職として社会的役割を果たすために、以下を実践の拠り所とする。

- ・社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—（2011.5 全国社会福祉協議会）
- ・ソーシャルワーカーの倫理綱領（2005.1 社会福祉専門職団体協議会）
- ・全国ホームヘルパー協議会倫理綱領（2004.5 全国ホームヘルパー協議会）

現状と課題

項目	貞光	半田	一字	合計
人口	4,262 人	3,747 人	687 人	8,696 人
65 歳以上の人口	1,774 人	1,720 人	424 人	3,918 人
高齢化率	41.62%	45.90%	61.71%	45.05%
障がい者数 (身体・知的・精神)	354 人	382 人	98 人	834 人
世帯数	1,990 世帯	1,815 世帯	423 世帯	4,228 世帯
ひとり暮らし高齢者	249 世帯	220 世帯	120 世帯	589 世帯

(R1.12.31 現在)

既存の制度や従来の仕組みでは対応しきれない複合的な課題を抱える人が増加するなか、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域や社会を創るという地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められている。

つるぎ町においても、人口の減少に反し、65 歳以上の人口は増加しており、高齢化率は 45% を超えている。こうした環境の変化に応じて、人や社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもつこと、助け合いながら暮らしていくことのできる地域の実現に向け、新たな対応が求められている。

全部門の共通目標

「地域住民の個々のニーズに応え生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ること」を目的に、具体的な事業展開を図る。

3 年間の重点的な取り組み (2018 年度 ~ 2020 年度)

- ① 部門制の確立
- ② 情報共有体制の確立
- ③ 組織管理体制の確立
- ④ 人材育成
- ⑤ 理事会・評議員会の改善
- ⑥ 財源の確保
- ⑦ 職場環境の整備
- ⑧ 戦略的な事業展開
- ⑨ 事業評価体制の確立
- ⑩ 基礎圏域の設定

法人運営部門

部門の使命「法人全体の管理・他の部門が事業を遂行しやすい環境をつくる」

法人として存在するために必要な管理業務だけではなく、法人としての使命を果たすべく展開される事業の基礎を支えることを使命とする。

重点目標

これまでも働き方改革に伴う労働環境の改善に対応してきているが、職員が安心して働ける環境を構築していく。また、第2期 発展・強化計画の最終年度であり、これまでの取組みと次年度以降の検討を進めていく。

★記は重点事項

組織管理

- 1 会員の募集
- 2 理事会の開催
- 3 評議員会の開催
- 4 評議員選任・解任委員会の運営
- 5 福祉サービスに関する苦情解決
- ★6 発展・強化計画の進捗管理
第2期 計画の最終年度、これまでの取組みを踏まえ、次年度以降の計画に関する検討を実施していく。
- 7 個人情報保護に対する対応

労務管理

- 1 役職員の研修
- ★2 職員の適正配置
地域福祉活動推進部門と福祉サービス利用支援部門を統合し、法人運営部門・地域福祉活動推進部門・在宅福祉サービス部門の3部門に変更する。
- 3 職員福利厚生等の充実
- 4 職員間の情報共有
- ★5 労働環境の改善
これまでも勤務状況の把握や長時間労働の是正などに対応してきたが、継続して対応を進めていく。

財務管理

- 1 会計処理
- 2 監査の実施
- 3 備品及び固定資産の管理
- 4 団体の会計処理

広報

- 1 町広報誌等を活用した情報提供
- 2 ホームページによる広報
- 3 一般・特別会員への報告・周知

地域福祉活動推進部門

部門の使命「地域を基盤としたソーシャルワークを行うこと」

地域には、多様な価値観と相まって様々な生活課題が存在しているが、地域福祉の中核として、その解決に向けて行政や関係機関、地域住民やボランティア等と連携し、地域に暮らす人たちが共に支えあう地域づくりを支援し、地域福祉の基盤整備をする。また、地域住民のあらゆる生活課題を深刻化する前に早期発見し、人々の尊厳を守り、必要な支援を受けながらその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域共生社会の実現を目指すことを使命とする。

重点目標

住民主体による共に支えあう地域づくりのため、いきいきサロンなどの地域活動やボランティア活動を支援するとともに、多種多様な活動につながるように学習機会を提供する。また、福祉専門職として地域生活支援・課題解決が円滑に進むように、法人内部の事業間・部門間で効率よく連携できるように適切な情報共有を行う。

総合相談

1 弁護士相談	奇数月に1回（第4木曜）	年間 6回 開催予定
2 司法書士相談	毎月2回（第2・3水曜）	年間 24回 開催予定
3 理学療法士相談	毎月1回（第2木曜）	年間 12回 開催予定

個を地域で支える援助

★1 ひとり暮らし高齢者安心事業（委託先：つるぎ町）

対象者へアンケート調査を行った結果内容に基づいて、課題解決に向けたつながりの構築や地域で支え合える地域づくりを進める。

2 みんなに安心お届け事業

3 生活困窮者自立支援事業（受託先：徳島県）

4 顔なじみ見守りネットワーク事業

★5 安心カプセル配布事業

設置した安心カプセルの更新を進め、消防署へ再度事業説明を行い、カプセルが災害時・緊急時に効率よく活用できるようにする。

6 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（受託先：つるぎ町）

個を支える地域をつくる援助

- 1 いきいきサロンの支援・拡充
- 2 地域懇談会及びふれあい給食会（配食含む）の開催支援と資金助成
- 3 第3期地域福祉活動計画の推進
- 4 福祉推進委員との連絡調整及び地区会活動助成金の支給
- 6 全町一斉河川・道路清掃（7月第1日曜日 開催予定）
- 7 社会福祉大会の開催（10月下旬）

ボランティアセンター事業

- 1 ボランティアをしたい方と、ボランティアのサポートを求めている方をコーディネート（つなぐ）したり、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行う。
- 2 各種養成講座、講演会、福祉教育を通じた啓発活動を実施し、ボランティア活動の活性化並びに、裾野拡大を図る。

団体運営支援および協力

- 1 手をつなぐ育成会
- 2 共同募金委員会
- 3 身体障害者連合会
- 4 遺族会連合会
- 5 献血活動への協力
- 6 関係機関との連携・協働

団体活動への助成事業

- 1 団体への助成（財源：社会福祉基金事業）
- 2 団体等への助成（財源：善意銀行）

生活支援

- 1 日常生活自立支援事業（受託先：徳島県社会福祉協議会）
- 2 福祉用具・運動用具・車両の貸与事業
- ★3 チャイルドシート貸出事業
貸与する台数の不足、または、耐用年数を迎える為、計画的に購入する。
- 4 点字・声の広報等発行事業（受託先：つるぎ町）

個人への資金援助

- 1 生活福祉資金貸付事務事業（受託先：徳島県社会福祉協議会）
- ★2 生活困窮者一時立替金（財源：社会福祉基金）
生活状況を確認する事で困窮の要因となった生活課題を発見し、関係機関等と協議しながら解決に向け支援を行う。また、徴収不能者には適正な対応を検討する。
- 3 災害等被災見舞金（財源：社会福祉基金）
- 4 小規模災害見舞金の交付（財源：善意銀行）
- 5 日常生活用具貸与料金等助成（財源：善意銀行）

在宅福祉サービス部門

部門の使命「在宅での生活を継続していけるよう支援する」

生まれ育った地域で、自分らしく暮らしていけるよう、在宅での生活を支援するサービスを提供することを使命とする。

重点目標

サービスの質の向上と住民の方々との協働ケア、また個別のサービス提供をきっかけに世帯全体や地域の課題を発掘し、社協の他の機能を活用し対応するため、部門横断での情報共有や取り組みに重点を置き、各事業を展開していく。

介護サービス

★1 居宅介護支援事業（ケアマネージャー）

専門性を高めるため定期的に内部で事例検討会や職員間ミーティングの実施

★2 居宅訪問介護事業（ホームヘルパー）

他の事業所では取り組みにくい（困難）ケースの受け入れ体制強化や社協内部での連携強化のため他部門との合同研修会の開催

3 第一号訪問事業（ホームヘルパー）

4 障がい福祉サービス事業（ホームヘルパー）

地域全体における在宅介護の基盤整備

1 福祉課題の把握

2 家族介護者交流事業（受託先：つるぎ町）